

# 地域包括ケア病棟（第2病棟）開設のお知らせ

当院では、入院患者さまの在宅復帰に向けた支援の充実を図るため、平成30年9月1日より、第2病棟（一般病床41床）を地域包括ケア病棟として開設しました。

## 【地域包括ケア病棟とは】

急性期（病気を発症し急激に健康状態が悪化している期間）の入院治療後、病状が安定した患者さまに対して、在宅等への復帰がスムーズにできるように、治療・看護・リハビリ等を行い、患者さまが、安心して退院していただけるよう、必要な治療や支援を行うための病棟です。

## 【対象となる患者さま】

- 一般病棟での入院治療により状態が改善したが、もう少し経過観察が必要な患者さま
- 在宅復帰等へ向けて医学的管理やリハビリのほか、在宅復帰に向けた支援（介護サービスの利用、療養の準備等）が必要な患者さま
- 在宅で療養中の患者さまで、発熱や下痢、脱水などの症状で入院医療が必要になった患者さま など

なお、一般病棟からの転棟対象となる患者さまは、当院で検討させていただいた後、ご案内させていただきます。

## 【入院期間は】

地域包括ケア病棟に入室後、原則として最長で60日間となります。（患者さまの病状に応じて一般病棟に転棟していただく場合があります。）

## 【地域包括ケア病棟での入院】

在宅復帰をスムーズに行うために「入院診療計画」等に基づいて、主治医、看護師、リハビリスタッフ、薬剤師、管理栄養士、在宅復帰支援担当者（専従看護師）等が協力して、総合的かつ積極的に患者様のリハビリや在宅支援（相談・準備等）を行ってまいります。

## 【入院費について】

地域包括ケア病棟は、投薬、処置、検査、リハビリなどの費用が含まれる包括計算となります。治療内容や入院される日数（月内）によっては、一般病床よりも負担額が高くなる場合がありますが、自己負担限度額により、月の上限は変わりません。

## 【ご相談・お問い合わせ】

地域包括ケア病棟についてのご質問・ご相談は、地域医療連携室又は医事課までお問い合わせください。（電話 025-523-2131）